答申

1 審議会の結論

福岡県公安委員会(以下「実施機関」という。)が、令和6年5月16日福岡県公安委員会発第352号で行った保有個人情報不訂正決定(以下「本件決定」という。)は、妥当である。

2 審査請求に係る対象保有個人情報の訂正決定状況

(1) 審査請求に係る対象保有個人情報

審査請求に係る対象保有個人情報(以下「本件保有個人情報」という。)は、審査請求人が実施機関に対して行った苦情の申出について、福岡県警察本部長(以下「警察本部長」という。)が調査した結果を実施機関に対して報告した苦情等調査結果等報告書のうち、警察職員の対応に関する事実調査結果(以下「本件事実調査結果」という。)中「検討結果」欄に記載された審査請求人の個人情報である。

(2) 本件保有個人情報の訂正決定状況

実施機関は、審査請求人が行った保有個人情報訂正請求(以下「本件訂正請求」という。)に対し、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)第93条第2項の規定により、本件決定を行った。

3 審査請求の趣旨及び経過

(1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、実施機関が行った本件決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の経過

ア 審査請求人は、令和6年3月2日付けで、実施機関に対し、法第77条第 1項の規定により、本件保有個人情報の開示請求を行った。

イ 実施機関は、令和6年3月21日付けで、本件保有個人情報に係る部分開 示決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。

ウ 審査請求人は、令和6年4月7日付けで、実施機関に対し、法第91条第

- 1項の規定により本件訂正請求を行った。
- エ 実施機関は、令和6年4月15日付けで、審査請求人に対し、法第91条 第3項の規定により補正を求めた。
- オ 審査請求人は、実施機関からの補正の求めに対し、令和6年4月19日付けで、実施機関に対し、文書(回答書)を提出した。
- カ 実施機関は、令和6年5月16日付けで、本件決定を行い、その旨を審査 請求人に通知した。
- キ 審査請求人は、令和6年5月29日付けで、本件決定を不服として、実施 機関に対し、審査請求を行った。
- ク 実施機関は、令和6年8月22日付けで、福岡県個人情報保護審議会に諮問した。

4 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張を要約すると、次のとおりである。

- (1) 実施機関に送った警察法第79条の規定に基づく文書が意見・要望にされ、 適切な対応がとられていないのに対し、本件事実調査結果には、当該文書の取 扱いは適切であったと記載されている。
- (2) 訂正請求には、上記(1) のことも書いたが、保有個人情報不訂正決定通知書には、そのことが書かれていない。
- (3) 〇〇警察署の被害届受理要望への対応に関する事実調査結果に虚偽があり、 そのことを警察に伝えたときに対応した職員の不適切な対応について、実施機 関に対し警察法第79条の規定に基づいた文書で伝えているが、音声データの 確認等は行われていない。
- (4) 上記(3) のような不適切な状態で、警察職員の職務執行が適切であったと評価・判断し認められていることは問題である。
- (5) 「訂正をしないこととした理由」は理由にならない。
- (6) 本件事実調査結果には、警察職員の対応について、適切に対応している旨記載されている。
- (7) 上記(6) のとおり記載されているのに対し、警察職員は、審査請求人が伝えていた音声データの存在について、後日、認識していなかった旨の発言をして

いる。また、審査請求人が伝えた虚偽記載に関する内容についても、警察職員の 発言が時期によって異なっている。

5 実施機関の主張要旨

本件訂正請求において、審査請求人が訂正を求める部分の表記は、審査請求人からの回答書(令和6年4月19日付け)に記載のとおり、本件事実調査結果の「検討結果」欄の記載内容であり、これについて、審査請求人は、「警察に都合の良い書き方をしている」「平然と嘘をつき警察官とは思えない対応をしていた」「申出文書の取扱いは適切ではなかった」等の表記に訂正するべきである旨主張している。

しかしながら、審査請求人が主張する本件事実調査結果の「検討結果」欄は、苦情処理主管課が、苦情申出に係る事実関係の調査を行い、その調査結果を踏まえた上で、関係職員等の職務執行が適切であったと評価・判断した結果を記載したものであり、訂正請求の対象となる「事実」ではなく、「評価・判断」の内容そのものである。

これは、審査請求人が訂正後の表記として主張している「警察に都合の良い」や「平然と嘘をつき」、「警察とは思えない」、「適切ではなかった」等の表記が、審査請求人自身が関係職員等を評価・判断する表記であることからも明らかである。

以上の理由から、本件訂正請求に係る保有個人情報は、法第90条第1項の対象となる「事実」に該当せず、「評価・判断」の内容そのものであるため、本件訂正請求に理由があるとは認められないと判断し、訂正しない旨、本件処分を行ったものである。

6 審議会の判断

(1) 本件保有個人情報の性格及び内容

ア 公安委員会宛ての苦情について

警察法(昭和29年法律第162号)第79条第1項によると、都道府県警察の職員の職務執行について苦情がある者は、都道府県公安委員会に対し、国家公安委員会規則で定める手続に従い、文書により苦情の申出をすることができるとされており、申出を受けた都道府県公安委員会は、同条第3項に

より、これを誠実に処理し、処理の結果を文書により申出者に通知しなければならないこととされている。

イ 実施機関宛ての苦情の取扱い

アの苦情を処理するに当たっては、実施機関が「福岡県公安委員会苦情等取扱規程」(平成14年福岡県公安委員会規程第3号。以下「規程」という。)において必要な事項を定めている。

(7) 実施機関宛ての苦情等の受理

警察本部長は、規程第3条により実施機関に対する苦情等を受理するとともに、受理した苦情等については、速やかに実施機関に対して報告することとされている。

(イ) 調査等の指示及び調査等の実施

実施機関は、苦情等について、報告を受けた際は、規程第4条により、必要に応じて警察本部長に対して、事実関係の調査及びその結果を踏まえた措置(以下「調査等」という。)を行うよう指示することとされており、指示を受けた警察本部長は、規程第5条により、速やかに調査等を実施することとされている。

(ウ) 調査等の結果の報告及び申出者に対する結果の通知

調査等を終了した警察本部長は、規程第6条によりその結果を実施機関に報告することとされており、また、規程第7条により、報告を受けた実施機関は、苦情申出者に対して文書により結果を通知することとされている。

ウ 本件保有個人情報について

本件事実調査結果は、上記イ(ウ)により警察本部長が調査等の結果を実施機関に対し報告するために作成された文書であり、「申出者」欄、「関係職員」欄、「事案の概要」欄、「申出の要旨」欄、「調査結果」欄、「検討結果」欄及び「結論(措置方針)」欄で構成されている。各欄に記載されている内容は以下のとおりである。

(7) 「申出者」欄及び「関係職員」欄

審査請求人や関係職員の氏名等の人定事項。

(イ) 「事案の概要」欄

関係課と審査請求人とのこれまでのやり取りなど苦情に至る経緯。

(ウ) 「申出の要旨」欄

審査請求人が申し出る苦情の主要な点。

(I) 「調査結果」欄

審査請求人からの苦情申出に対する苦情処理主管課による事実関係の調査結果。

(オ) 「検討結果」欄

苦情処理主管課が、事実関係の調査結果を踏まえ、関係職員等の職務執行が適切であったと評価・判断した結果。

(力) 「結論(措置方針)」欄

苦情処理主管課が、検討結果に基づき実施機関に対して報告する内容。

(2) 訂正請求の対象情報該当性について

ア 法第90条の趣旨

本条は、実施機関が保有する保有個人情報についての訂正制度を定めたものである。

訂正請求については、本条第1項の規定において、同項第1号(開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報)又は第2号(開示決定に係る保有個人情報であって、法第88条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの)に該当する自己を本人とする保有個人情報について、その内容が事実ではないと思料するときに行うことができると規定され、その対象は「事実」であって、「評価・判断」には及ばない。

イ 該当性の判断

- (ア)本件保有個人情報は、本件訂正請求に先立ち、審査請求人が法第77条 第1項の規定に基づき保有個人情報の開示請求を行い、開示決定を受けた ものであることから、法第90条第1項第1号に該当すると認められる。
- (イ) 本件保有個人情報は、苦情処理主管課が調査結果に基づいて関係職員の 職務執行が適切であったか否かを評価したものであり、苦情処理主管課に よる「評価・判断」に該当する内容であると認められる。

したがって、本件保有個人情報は、法第90条第1項に基づく訂正請求 の対象となる「事実」には該当しないと判断する。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、いずれも当審議会の判断を左右 するものではない。

以上の理由により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。